

福井県報

号外第23号
平成21年
3月31日(火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

教育委員会規則

※福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(一・教育政策課)

……………一

※福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(二・同)

……………一

※福井県立図書館規則の一部を改正する規則(三・生涯学習課)

……………二

※教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則(四・義務教育課)

……………三

※学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(五・スポーツ保健課)

……………四

教育委員会訓令

※福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令(九・教育政策課)

……………一五

※福井県教育委員会職員衛生管理規程の一部を改正する訓令(一〇・スポーツ保健課)

……………一五

教育委員会教育長訓令

※福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令(一〇・教育政策課)

……………一五

教育委員会教育長訓令

※福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令(一〇・教育政策課)

……………一五

委任に関する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令(二・教育政策課)……………一五

教育委員会規則

福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第一号

福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条の七の規定に基づき、福井県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を知事の補助機関である職員に委任することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第二条 教育委員会は、次の表の上欄に掲げる者に、それぞれ同表下欄に掲げる事務を委任する。

受任者	委任事項
観光営業部長	一 恐竜博物館に關すること(恐竜博物館に係る条例または規則の改廃に關する事務、福井県恐竜博物館運営協議会の委員の任命に關する事務および恐竜博物館長に委任する事務を除く。)
恐竜博物館館長	一 恐竜を中心とする古生物および地質時代の地球の歴史に關する資料以下「資料」という。)の収集、保管および展示に關すること

二 資料の調査、研究および刊行に關すること。

三 恐竜を中心とする古生物および地質時代の地球の歴史等についての教育普及に關すること。

四 恐竜博物館の事業の広報に關すること。

五 恐竜博物館の運営の総合計画に關すること。

六 福井県恐竜博物館運営協議会の庶務に關すること。

七 恐竜博物館の施設および設備の管理および利用に關すること。

(委任の留保)

第三条 前条の規定により委任を受けた者は、同条の規定にかかわらず、事案の内容が特に重要と認められるものについては、教育委員会の承認を受けて、事案を処理するものとする。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第二号

福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(福井県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 福井県教育委員会行政組織規則(昭

和四十六年福井県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表福井県立恐竜博物館の項を削る。

第二十三条の二を次のように改める。

第二十三条の二 削除

第三十一条第一項の表および第三十二条の表中「、恐竜博物館」を削る。

(福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第二条 福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(昭和五十年福井県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「属する事務」の下に「(福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(平成二十一年福井県教育委員会規則第一号)の規定により知事の補助職員に委任された事務を除く。)」を加える。

(福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第三条 福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則(平成十二年福井県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「教育長が」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県立図書館規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第三号

福井県立図書館規則の一部を改正する

規則

福井県立図書館規則(昭和五十六年福井県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第六章の章名中「複写」を「複写等」に改める。

第十八条中「複写を」を「複写または用紙への出力を」に、「複写申込書」を「複写等申込書」に改める。

第十九条第二項中「複写すること」を「複写または用紙への出力」に、「複写しない」を「複写または用紙への出力をしない」に改める。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号(第18条関係)

年 月 日

福井県立図書館長様

住所

申込者

氏名

複写等申込書

私は、図書館資料の複写または用紙への出力をしたいので、下記のとおり申し込みます。

なお、この複写等は私の研究の目的のために使用し、複写等によって生じる著作権の問題等については、すべて私がその責任を負います。

記

1 複写資料または出力件名

2 該当ページ

3 資料区分(該当項目を○で囲むこと)

- ・ 図 書 ・ 新聞雑誌 ・ マイクロフィルム ・ データベース
- ・ 他館資料 ・ その他

4 枚数および金額

白	黒	枚×10円＝	円		
カラー	：	枚×80円＝	円	計	円

複写は、図書館資料に限ります。(複写不可の資料もあります。)

著作権の侵害のおそれのある場合等で複写または用紙への出力を不相当と認められたときは、複写または用紙への出力はできません。

※記載いただいた個人情報等については、当館の業務以外には使用いたしません。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第四号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（昭和三十年福井県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第二十一条」に改め、

「第六章 雑則（第三十二条―第四十四条）」を

「第六章 免許状の更新（第二十二―第三十一条）」

第七章 雑則（第三十二条―第四十四条）」

第二条に次の三号を加える。

八 十九年改正法 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）

九 改正省令 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）

十 更新講習規則 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）

第三条の二第二項中「第五条第四項」を「第五条第五項」に、「教育長」を「福井県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に改める。」

第七条第十三号中「第二十九項」を「第三十四項」に改める。

第七条の二中「第十一条から第十三条まで

および第十四条の二から第十八条」を「第一条から第十八条」に、「第六項まで、第八項から第十一項までおよび第二十八項」を「第七項まで、第九項から第十二項までおよび第三十一項」に、「教育長」を「県教育長」に改める。

および第十四条の二から第十八条」を「第一条から第十八条」に、「第六項まで、第八項から第十一項までおよび第二十八項」を「第七項まで、第九項から第十二項までおよび第三十一項」に、「教育長」を「県教育長」に改める。

第八条第四号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書（単位修得証明書を含む。以下同じ。）」に改める。

第九条第一項第四号中「学力に関する証明書」の下に「等」を加え、「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改める。

第十一条第七号および第十二条第四号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改める。

第十五条中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条第五号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改める。

第二十条中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

第二十一条中「第十一条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

第三十七条を次のように改める。

（原簿）

第三十七条 免許状の原簿は、改正省令第七十四条第二項または改正省令附則第十四条に定められた事項を記載し、免許状の種類別に作成するものとする。

第六章を第七章とし、第二十一条の次に次の章名を付する。

第六章 免許状の更新

第二十二條から第三十一條までを次のように改める。

（更新講習を受講することができる教育の職）

第二十二條 更新講習規則第九條第一項第二号の規定により免許管理者が定める者は、委員会または市町教育委員会（以下「県市町委員会」という。）において教育長、指導主事、社会教育主事および事務職員の職にある者のうち教育職員として採用された者とする。

2 更新講習規則第九條第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者のうち教育職員として採用された者とする。

一 県知事または市町長の補助機関、国立振興機構に在職する者

二 県内に幼稚園、小学校、中学校および高等学校を設置する学校法人の理事

（教育委員会および学校法人等の免除対象者）

第二十四條 免許法施行規則第六十一條の四

第二号および改正省令附則第十條第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる職にある者のうち教育職員として採用された者とする。

一 県知事または市町長の補助機関、国立大学法人および独立行政法人青少年教育振興機構に在職する者

二 県内に幼稚園、小学校、中学校および高等学校を設置する学校法人の理事

（修了確認義務を課す教育の職）

第二十三條 改正省令附則第三條第二号の規定により免許管理者が定める者は、県市町委員会において教育長、指導主事、社会教育主事および事務職員の職にある者のうち教育職員として採用された者とする。

2 改正省令附則第三條第三号の規定により免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者のうち教育職員として採用された者とする。

一 県知事または市町長の補助機関および国立大学法人に在職する者

二 県内に幼稚園、小学校、中学校および高等学校を設置する学校法人の理事

（教育委員会および学校法人等の免除対象者）

第二十四條 免許法施行規則第六十一條の四

第二号および改正省令附則第十條第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる職にある者のうち教育職員として採用された者とする。

一 県知事または市町長の補助機関、国立振興機構に在職する者

二 県内に幼稚園、小学校、中学校および高等学校を設置する学校法人の理事

（教育委員会および学校法人等の免除対象者）

第二十四條 免許法施行規則第六十一條の四

第二号および改正省令附則第十條第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる職にある者のうち教育職員として採用された者とする。

一 県知事または市町長の補助機関、国立振興機構に在職する者

二 県内に幼稚園、小学校、中学校および高等学校を設置する学校法人の理事

（教育委員会および学校法人等の免除対象者）

- 一 県市町委員会の教育長、指導主事および社会教育主事
 - 二 福井県教育委員会行政組織規則（昭和四十六年福井県教育委員会規則第五号。以下「行政組織規則」という。）第七條に規定する本庁の企画幹、課長、室長、参事および主任
 - 三 行政組織規則第十三條に規定する出先機関または同規則第十九條に規定する県立学校以外の教育機関（同規則第二十條第三項に規定する分館を含む。）の所長、副所長、次長および課長
 - 四 その他前各号に準ずる職として県教育長が別に定めるもの
 - 2 免許法施行規則第六十一條の四第四号および改正省令附則第十條第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者のうち教育職員として採用された者とする。
 - 一 県知事または市町長の補助機関、国立大学法人および独立行政法人青少年教育振興機構に在職する者のうち前項第一号から第三号までに掲げる職に準ずる職にある者として県教育長が別に定める者
 - 二 県内に幼稚園、小学校、中学校および高等学校を設置する学校法人の理事
 - 3 前二項に定める者が改正法附則第二條第二項に定める旧免許状所持現職教員であるときは、前條の規定により免許管理者の承認を受けなければならない者に限る。
- （優秀教員表彰受賞による免除対象者）
- 第二十五條 免許法施行規則第六十一條の四第五号および改正省令附則第十條第一項第五号に規定する表彰等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、個人に対する表彰等であつて、有効期間の満了の日または修了確認期限までの十年の間に受けたものに

- 一 文部科学大臣表彰
 - 二 福井県教育委員会表彰規則（昭和二十七年福井県教育委員会規則第五号）第二條に基づく表彰
 - 三 委員会が行うふくい優秀教職員表彰
 - 四 委員会が行う授業名人としての任命
 - 五 学校における学習指導、生徒指導等に関するし、特に顕著な功績として県教育長が別に定めるもの
- （有効期間の更新）
- 第二十六條 免許法第九條の二第一項の規定による免許状の有効期間の更新を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。
- 一 有効期間更新申請書（様式第二十四号または様式第二十五号）
 - 二 免許状を所持することを証する書類
 - 三 免許状更新講習修了証明書または履修証明書
- 2 前項の規定にかかわらず、免許法第九條の二第三項の規定により免許状更新講習を受ける必要がないものとして有効期間の更新を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。
- 一 有効期間更新申請書（様式第二十四号または様式第二十五号）
 - 二 免許状を所持することを証する書類
 - 三 免許法施行規則第六十一條の四に規定する者であることを証する書類
- 3 免許法第九條の四第一項の規定による有効期間の更新の通知は、様式第二十六号による。
- （有効期間の延長）
- 第二十七條 免許法第九條の二第五項の規定による免許状の有効期間の延長を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出

- 一 有効期間延長申請書（様式第二十七号）
 - 二 免許状を所持することを証する書類
 - 三 免許法施行規則第六十一條の五に規定する事由にあることを証する書類
- 2 免許法第九條の四第一項の規定による有効期間の延長の通知は、様式第二十八号による。
- （更新講習修了確認）
- 第二十八條 十九年改正法附則第二條第二項の規定による更新講習修了確認を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。
- 一 更新講習修了確認申請書（様式第二十九号）
 - 二 免許状を所持することを証する書類
 - 三 免許状更新講習修了証明書または履修証明書
- 2 十九年改正法附則第二條第八項の規定による更新講習修了確認の通知は、様式第三十号による。
- 3 十九年改正法附則第二條第八項の規定による失効の通知は、様式第三十一号または第三十二号による。
- （修了確認を受けずに修了確認期限を経過した旧免許状所持者の確認）
- 第二十九條 免許状更新講習を修了し、十九年改正法附則第二條第三項第三号の規定による更新講習修了確認を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。
- 一 更新講習修了確認申請書（様式第三十三号）
 - 二 免許状を所持することを証する書類
 - 三 免許状更新講習修了証明書または履修証明書

- 2 改正省令附則第十三條の規定による確認の通知は、様式第三十四号による。
- （修了確認期限延期）
- 第三十條 十九年改正法附則第二條第四項の規定による修了確認期限の延期を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。
- 一 修了確認期限延期申請書（様式第三十五号）
 - 二 免許状を所持することを証する書類
 - 三 改正省令附則第七條に規定する事由にあることを証する書類
- 2 十九年改正法附則第二條第八項の規定による修了確認期限の延期の通知は、様式第三十六号による。
- （更新講習受講免除）
- 第三十一條 改正省令附則第十條第一項の規定により、免許状更新講習の受講免除を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。
- 一 免許状更新講習免除申請書（様式第三十七号）
 - 二 免許状を所持することを証する書類
 - 三 改正省令附則第十條に規定する者であることを証する書類
- 2 改正省令附則第十三條の規定による免除の認定の通知は、様式第三十八号による。
- 様式第三号備考一中「第10の第1項第2号」の次に「第10の第3号」を加え、「又第2号」を「第3号」に、「又第2号」を「第3号」に改める。
- 様式第十七條の二中「第11の第4項」を「第11の第5項」に改める。
- 様式第十九号を次のように改める。
- 第19号 削除
- 様式第二十一号および様式第二十二号を次のように改める。

様式第21号(第40条関係)

(教育職員) 特別免許状	
本籍地	
氏名	
年 月 日生	
記	
右記の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について (教育職員) 特別免許状を授与する。	
年 月 日	
(番号)	福井県教育委員会 ㊤
授与条件	
有効期間満了の日	年 月 日

様式第22号(第41条関係)

(教育職員) 臨時免許状	
本籍地	
氏名	
年 月 日生	
記	
右記の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について (教育職員) 臨時免許状を授与する。	
年 月 日	
(番号)	福井県教育委員会 ㊤
授与条件	

様式第二十三号の次に次の十五様式を加える。

様式第24号(第26条関係)

福井県審判部
(消印をしないこと)

有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)

福井県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ) 氏名	印	生年月日	年 月 日
勤務(子定) 校・機関	職名	職名	
現住所	(電話)	本籍地	

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

【有する免許状】

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

【修了または履修した免許状更新講習】

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察ならびに子どもの変化、教育政策の動向および学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄
教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項		年 月 日	

備考 願出者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

第 号
年 月 日

(授与権者・所轄庁) 様

福井県教育委員会 印

教育職員免許状の失効について (通知)

下記の者の有する免許状については、修了確認期限までに更新講習修了確認がなされなかつたため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 5 項の規定により失効したので、同条第 8 項の規定により通知します。

記

免許状記載の氏名	免許状に記載の本籍地	勤務校	生年月日	免許状の種類	授与権者	免許状番号	現在の氏名または本籍地

第 号
年 月 日

(氏 名) 様

福井県教育委員会 印

教員免許状の失効について (通知)

あなたの有する下記の免許状については、修了確認期限までに修了確認がなされなかつたため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 5 項の規定により失効したので、同条第 8 項の規定によりお知らせします。

記

1. 失効した免許状

免許状記載の氏名	免許状記載の本籍地	免許状の種類	授与権者	免許状番号	授与年月日

2. 経過した修了確認期限

年 月 日

福井県証紙貼付欄
(消印をしないこと)

福井県教育委員会 様
修了確認期限延期申請書
年 月 日

(フリガナ) 氏名	印	生年月日	年 月 日
勤務校・機関	職名	本籍地	
現住所	(電話)		

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当するため、同令附則第9条第1項および教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正す法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項の規定に基づき、年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

記
1 延期事由： (年 月 日～年 月 日)

2 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延期前の修了確認期限： 年 月 日

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則附則第7条に規定する事由に該当すること証明する。

年 月 日 (証明者名) 印
備考 願出者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

(授与権者・所轄庁) 様

福井県教育委員会 印

修了確認期限の延期について (通知)

下記の者の修了確認期限の延期を行ったので教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第8項の規定により通知します。

記

免許状記載の氏名	免許状記載の本籍地	勤務校	生年月日	修了確認後の延期後の期限	免許状の種類	授与権者	免許状番号	現在の氏名または本籍地

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第五号

学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(福井県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 福井県教育委員会行政組織規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改め、同項の表学校医の項、学校歯科医の項および学校薬剤師の項中「第十六条」を「第二十三条」に改め、同条第二項の表学校栄養職員の項中「第五条の三」を「第七条」に改める。

(福井県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第二条 福井県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第三の一の表学校医の項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第五十六条」を「第二十三条」に改め、同表学校歯科医の項および学校薬剤師の項中「第十六条」を「第二十三条」に改め、同表学校栄養職員の項中「第五条の三」を「第七条」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

福井県教育委員会訓令第9号

庁中一般
各出先機関
各教育機関

福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

福井県教育委員会

福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(福井県教育庁および教育機関に勤務する職員の服務に関する規程の一部改正)

第1条 福井県教育庁および教育機関に勤務する職員の服務に関する規程(昭和46年福井県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、恐竜博物館」を削る。

(福井県教育委員会職員被服等貸与規程の一部改正)

第2条 福井県教育委員会職員被服等貸与規程(昭和46年福井県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表恐竜博物館の項を削る。

(福井県教育委員会職員衛生管理規程の一部改正)

第3条 福井県教育委員会職員衛生管理規程(平成18年福井県教育委員会訓令第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1中
「歴史博物館」を
「歴史博物館」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

福井県教育委員会訓令第10号

庁中一般
各出先機関
各教育機関

福井県教育委員会職員衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

福井県教育委員会

福井県教育委員会職員衛生管理規程の一部を改正する訓令

福井県教育委員会職員衛生管理規程(平成18年福井県教育委員会訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

第13条中「学校保健法第8条第1項」を「学校保健安全法第15条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

福井県教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般
各出先機関
各教育機関

福井県知事の補助職員に対する福井県教育

委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

福井県教育委員会

教育長 広部 正紘

福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部改正)

第1条 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程(昭和50年福井県教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2恐竜博物館長の項を削る。

(許認可事務の処理日数に関する規程の一部改正)

第2条 許認可事務の処理日数に関する規程(平成3年福井県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表県立恐竜博物館資料の館外貸出の承認の項を削る。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

